様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2025年　7月　1日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）　　　かぶしきがいしゃりろけーしょん・じゃぱん  一般事業主の氏名又は名称　　　　株式会社リロケーション・ジャパン  （ふりがな） くりやま　なおよし  （法人の場合）代表者の氏名 　 栗山　直能  住所　〒160-0022　東京都新宿区新宿4丁目2番18号  法人番号　2011101032020  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「リロケーション・ジャパンの経営ビジョン」  「リロケーション・ジャパンＤＸ戦略」 | | 公表日 | 2023月6月28日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームぺージ上にて公表  公表場所：  <https://www.relocation.jp/vision/>  <https://www.relocation.jp/topics/20230628.pdf>  記載箇所：  P.4　リロケーション・ジャパン経営ビジョン | | 記載内容抜粋 | リロケーション・ジャパンにおける経営ビジョン  ・企業・勤労者 に選ばれる 住宅総合支援サービス業 の リーディングカンパニー として 最も身近な『住まい』の相談者 であり続けます  ・不動産・住宅に携わる事業者 の利便性の向上に資する デジタルプラットフォーム構築 に挑戦し、全てのステークホルダーとともに、 よりよい未来を創造 します  ・自ら学び、顧客から学び、会社から学び、自己研鑽により成長できる企業文化を醸成します  リロケーション・ジャパンのビジネスモデルの方向性  現在当社では、企業従業員様の転勤を起点に、転居先物件の手配・管理業務と付随サービスなどを提供しています。  一方で、勤労者全体としてみてみると、「住まい」に関するニーズは多様化し、あふれるサービスから必要なものを自己で取捨選択しなければなりません。リロケーション・ジャパンでは、そのような多様化するニーズにワンストップでお応えすることが、勤労者のウェルビーイング向上につながる当社の使命と考え、サービス機能の拡充を図ってまいります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2023年5月26日リロケーション・ジャパン取締役会で承認 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「リロケーション・ジャパンのDX戦略について」 | | 公表日 | 2023年6月28日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページで公表  公表場所：  <https://www.relocation.jp/topics/20230628.pdf>  記載箇所：  P.5　リロケーション・ジャパンDXビジョン  P.6　DXビジョンとDX戦略 | | 記載内容抜粋 | ・リロケーション・ジャパンの経営ビジョンを達成するためのDXビジョンと、デジタル技術を用いてこれを実現するためのDX戦略を策定。  【DXビジョン】  １、コア事業へのデジタル投資を通じて、顧客と当社双方がシームレスな情報連携を行えるようになる  ２、社宅管理のアウトソーシングから、住宅総合支援へと領域を拡大するプラットフォームつくり  ３、 テクノロジーを駆使した高品質で確かなオペレーションと、これを推進維持する人材への投資  【DXビジョンを実現するためのDX戦略】  ・システムを通じた双方向のデジタルコミュニケーションの推進  ・デジタル機能を活用した営業活動やマーケティングオートメーションの活用  ・複数のデジタル技術を組み合わせた独自のパッケージによりプラットフォームとしての機能を提供  ・勤労者向けの住宅に関わるサービス、デジタル技術を駆使した新しいビジネス機会の創造  ・当社のテクノロジーを通じてアナログ慣習が多く残る不動産業界のデジタル化を推進  ・テクノロジーを駆使した高品質で確かなオペレーションと、これを推進維持する人材への投資  ・テクノロジーを活用した業務の自動化・効率化  ・新たなデジタルツールを取りいれ、機能強化を継続する人材育成  ・デジタル化の推進により多様な働き方を実現 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2023年5月26日リロケーション・ジャパン取締役会で承認 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | P.7　DX推進体制  P.8　デジタル人材育成 | | 記載内容抜粋 | ・代表取締役を実務執行総括責任者とし、DXを推進。事業戦略部門とマーケティング部門がITシステム開発部門と共創し、全社のDXに向けた底上げを図ります。  なお、デジタル人材育成は、親会社リログループのIT部門と連携を行い、育成していく  DXに必要な人材を、デジタルの専門家であるＤ人材、必ずしもデジタルの専門家ではないがデジタルで変革を起こしたいＸ人材として定義している。  具体的な育成方針としては、Ｄ人材は、当社独自の取組としてITスキルに知見を持った社員の採用をグループ内外から募集採用する。  Ｘ人材は、まずはリログループの提供するプログラムの活用を通じたDX教育（リスキリング）の拡充やIT改善賞をなどによる学びと実践、次にデジタル化の成功体験を共有するデジタル化推進賞の活用、更に新規事業を創造する「未来創造ファンド」という社内公募制の仕組みを活用していく。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページで公表  公表場所：  <https://www.relocation.jp/topics/20230628.pdf>  記載場所  P 9　６-１．DX戦略を推進するデジタル・IT環境の整備  P10　６-２．法人企業様・オーナー様・入居者様とのDX活用  P11　６-３．不動産業者様・提携事業者様とのDX活用  P12　６-４．自社内部でのDX活用 | | 記載内容抜粋 | ６-１．DX戦略を推進するデジタル・IT環境の整備  市場や環境変化、ビジネス拡大に対してビジョン、DXの方向性に基づきデジタル・IT環境の整備を行うことで提供価値や業務効率の向上が発生する。  ６-２．法人企業様・オーナー様・入居者様とのDX活用  顧客、取引先等に向けた様々なやり取り、応対方法、その役割が存在しているためアナログ手段から業務効率を向上するためのデジタルホスピタリティを提供  ６-３．不動産業者様・提携事業者様とのDX活用  クラウド等と連携しデジタルホスピタリティの推進を整備  ６-４．自社内部でのDX活用  ペーパーレス化に向けデータで業務が成立できるようDX化に対応した周辺機能の整備 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「リロケーション・ジャパンのDX戦略について」 | | 公表日 | 2023年6月28日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページで公表  公表場所：  <https://www.relocation.jp/topics/20230628.pdf>  記載箇所：  P.13　DX戦略の成果を図る指標 | | 記載内容抜粋 | DX戦略に対する実行策は2027年までの完了を目指して推進していきます。  具体的には、以下8つのDX戦略に沿った、方策・打ち手と推進部門を明確にし、公表しています。  DX戦略・テーマ  ①双方向のデジタルコミュニケーションの推進：借手企業様向けには、デジタルツールで新入居や解約手続き状況を可視化。賃貸不動産オーナー様向けには、WEB上でオーナーごとのマイページを作成し、管理状況を可視化。賃貸物件入居者様向けには、スマートフォン用アプリケーションを通じた問合せ・チャット機能などの利用促進。  ②デジタル機能を活用した営業活動：マーケティングオートメーションツールによるマーケティング活動の実施。  ③プラットフォームとしての機能：・入居申込時の物件情報や契約情報を物件管理会社のデータと連携・当社と仲介業者、管理会社など契約関与者が同じシステム上でコミュニケーションを図る機能の利用促進。  ④新しいビジネス機会の創出：3年毎に新規サービスを創出。  ⑤不動産業界のデジタル化：契約書・重要事項説明書などの不動産契約文書を電子契約にて推進し、デジタル化を促進。  ⑥業務の自動化・効率化：・業務管理中の各案件を基幹システムなどによるデータ上で管理することによりペーパーレス化を推進・RPAやOCRの積極活用による業務の自動化・ペーパーレス・自動化など業務削減に寄与する基幹システムの改修。  ⑦人材育成：・Ｄ人材）IT専門人材の採用と育成・Ｘ人材）IT/デジタルスキル向上を目的とした研修（E-ラーニング等）機会の活用。  ⑧働き方改革：・強固なセキュリティが担保されたPCデバイス貸与等によるリモート環境の整備・就労場所を選ばない労働関連法規の整備。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2023年6月28日 | | 発信方法 | DX戦略は代表取締役自らが作成し、当社ホームページで発信している。  発信場所：  <https://www.relocation.jp/dx/> | | 発信内容 | リロケーション・ジャパンのDX取り組みについて  当社が身を置く不動産業界は、長らく宅建業法を始めとした関連法規により、賃貸借契約書や重要事項説明書などについて、書面で交付されることが義務付けられていました。  　これについては、2021年9月1日にデジタル改革関連法が施行され、いよいよ不動産取引における電子契約が本格化し、これまでは宅建士の押印や、書面化義務があった契約書も、法改正にともない電子化が可能になりました。  　少しずつデジタル化が始まった不動産業界ですが、他の業界と比べて、電話・FAX、紙など依然としてアナログによる運用が多く残っていることが実態です。  　一方、社会を取り巻く環境としては、少子高齢化、労働生産人口の減少に起因する人材不足、また働き方改革による労働形態の多様化に加え、社会全体がデジタル技術の活用で新しいビジネスモデルの構築や生活様式の変革が進んでおり、当社としましても、デジタル化の推進は経営戦略上不可欠なものと認識しております。  　このような環境の中で、私たちは、単に自社のデジタル化だけを推進するのではなく、培ったテクノロジーを高い利便性を感じていただけるプラットフォームとして、お取引先企業様や提携する不動産業者様など広くご利用いただくことで、業界全体のデジタル化の底上げに貢献してまいりたいと考えます。  株式会社リロケーション・ジャパン  代表取締役  栗山　直能 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年4月頃　～2025年6月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」による自己診断を行い、IPAの自己診断結果を提出した。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年5月～現在実施中 | | 実施内容 | 2025年5月IT部門にてISMSを取得。  年間計画に基づいた情報セキュリティマネジメントシステムの適切な運用及び更新に向けた活動を開始 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。